北九州地区 信徒使徒職協議会 追立泰治 会長

> 編 集

> > を重ねたそうです。

続

いて看

平和の火

北九州信徒協広報部 担当司祭 山元 眞 担当委員 岩本光弘

DOWNER 北 州 X

News Bulletin for Catholic Believers' Association in Kita-Kyushu Area

配されましたが、小倉教会の

0

響で風が強くテント設営が心

8月7日の朝は、

台風

の影

護協会と門司教会の発表は、

みなさんが安全対策を取って

くださり、

無事設営が出来ま

小倉教会自慢のカレー

主な内容

- 平和の集い報告 1面
- 2 面 『Q&A』寺浜神父
- 3面 English Column
- English Columnの説明
- 5面 教区研修会

北九州信徒協会議報告 待降節回心式日程表

短

冊に込め

和

ニュースあれこれ 6 面 編集室の窓

北九州平和の集い

族を大切にする 由を制限されることから解放

神から頂いた知恵を正しく使い、 争は絶対イヤだと言い続けたい。 条が永久に守られますように で被害を受けている人に募金してあげたい。 た命を平和の力に使うことができますように

望をもって前へ進むことができますように 兵制を含む憲法改悪が行われませんよう い立場の人の声を聞き助けて下さ 世の中になりますように。 あなたの望みに

原爆のこと、

それ



が寄せられました

えたりと、 リーンを使った歌では全員が それぞれの特性を活かした取 つになり圧巻でした。 別を生むというもので、 病気に対する誤解が偏見と差 精神障害者家族会の発表では たとの声をいただきました。 総立ちとなり、 への話などを分かりやすく 組みで、 も 数 、国籍信徒たちによる大スク ました。 一解することの大切さを痛感 の出 の広場では、 店で大にぎわい。 これらの発表後、 それぞれの持ち場 とても参考になっ 聖堂全体が 不日本の 外では まず

そして発表へ。最初は、

キリ

外

L 理

平和の火の奉納で始まり

笑顔でにぎわいます。 ライスはおいしくて、

聖堂で いつも

スト者九条の会の平和コント

回工夫を凝らし何度も練習

【平和の集い献金】 356,057円

②東チモールへの ①東日本大震災 被災者支援 に送金致しました。

り、 に話 らしい Ł, 教育のこと、 時、 した。 まる瞬間でした。 寄せられました。どれも心打 の祈りを書くことが恒 つものばかりです。 点を気づかせてくれました。 が一 かなひととき。 集いの終りは、 子ども達とバンドの皆さ 200枚の祈りや願 原子炉などの問 緒に大合唱をし、 私たちにい 日を有難うございま 「平和の集い実行委員会」 東チモールのこ 平和祈願 本当に素晴 短冊に平和 ま大切 題を的 片付けの 例とな 心温 11

原発の廃止

日本カトリック司教団が セージを発表しました。

詳しくはカトリック中央協議会 ホームページをご覧下さい。 http://www.cbcj.catholic.jp/

1958年司祭に叙階されと共に悲しみに包まれました。 別式が行われ、 と飯塚教会で司牧されました 各地の教会で司牧をされ 別れをしました。 父の訃報には多くの人が驚く 摯な態度で接してくれる堤神 れました。 堤敏雄神父が8月25日帰天さ がありましたが、 8月26日に大名町教会で告 すでに教区 北九州地区では戸畑教会 にでも優しく真 報 多くの人が でもお知ら 飯塚教会の



堤

味が出

I せ て

は林尚志神父に

敏

たすらご夫婦二人だけで、じっと 救助・避難指示の連絡もなく、ひ

ました。

に来てくださった以外は

切 0

ました。どちらが支援を受けて

ったそうです。

Q & ーナー

かでの信徒の召命③」 今の厳しい時代のな

今回はわたしたちにできる奉

詳しくわかりませんが、現在も多 す。現在、被災地で何が必要かは 考えていきましょう。 法等を尋ねられることがありま 援物資やボランティアの参加方 たこともあり、被災地の状況、支 ランティアに行かせていただい 約8か月が経ちました。5月にボ 仕・活動から信徒の召命について くの支援が必要なのは確かなこ 3月11日の東日本大震災から

センター担当の事前の説明で担 れていました。仙台教区サポート が津波の海水と汚水に浸かり濡 家財道具が散乱し、電化製品、畳、 壊されている状態でした。家中に 町全体が地震と津波でかなり破 っている状況で、ご近所の家々、 のご依頼でした。建物が何とか残 とはすべて処分してください」と のカバンを見つけていただき、あ 服、布団などありとあらゆるもの 家の片づけをさせていただきま した。家主の娘さんからは「一つ 宮城県石巻市で被災されたお ときに差し入れをいただきながら、 を教えていただきました。休憩の 上がってください」と声をかけて 迷惑をおかけします、どうぞ召し 物に行き、さらに一人ひとりに「ご くださる。何かとても大切なこと

んは作業をしているわたしたち ところ、おばあさんは買物袋を手 かれたのだろうかと考えていた どこかに行かれました。どこに行 ばらくしておばあさんは黙って 見つめておられました。生活に欠 づけていく。作業が始まってから 自分の持ち場が決まり淡々と片 せるボランティア同士、不思議と がいき、なかなか片づけに集中で 始まってもいろんなところに目 ましたが、被害のすごさに作業が 0 に戻って来られました。おばあさ として袋に入れて処分される。し た思い出の品など、すべてが瓦礫 かせない、また長い間大切にされ したちが片づける様子を黙って 家主のおばあさんも来られ、わた きませんでした。初めて顔を合わ 方々への配慮等の注意があり 被災地での写真撮影や被災者

わたしたちのことを気遣い買い 支援や奉仕をしているつもりで のために差し入れを買いに行か 家はめちゃくちゃな状況なのに、 した。しかし、ご自身は被災され、 被災地でのボランティアで何か れたのです。この時ハッとました ら40分ぐらい経ってどこからと その地区は海からかなり距離の 急いで押し入れに上がりました。」 もなく水が上がってきて、二人で 部屋を片付けていました。地震か 何もわからないまま、散らかった

まさか津波が来るとは思いもせず などはまったくありませんでした、 もつながらず、警報や避難の連絡 めちゃくちゃになり停電で電話 然地震が起きひどく揺れ、部屋は さんと二人で家にいたところ突 の連続でした。「3月11日、おじい さんは嫌な顔ひとつせずに、地震・ ね」と話しかけたところ、おばあ おばあさんに「大変な地震でした した。お話のひとつひとつが驚き 津波のことを話してくださいま そうです。「津波は一日に20セン 助けが来るのを待っておられた ただ驚くばかりでした。 いました。その壮絶なお話にただ での体験を詳しく話してくださ とは思いませんでした」。と地震 のことを知りました。不思議と4 たちでなんとか歩いて避難所ま チぐらい、ゆっくりとしか引かず、 日間はお腹も空かず、時間も長い で行き、その時初めて地震と津波 4日目にやっと家から出て、自分 地震後ひと月過ぎた4月にな

ヤクルトと牛乳、豆腐一丁だけだ 料は家のなかの水に浮いていた 上がり、4日の間に口にできた食 です。着の身着のまま押し入れに っと助けを待っておられたそう まま押し入れの中で、4日間もじ まったく何も情況がわからない の下まで迫り、それからお二人は 流してきたようです。家の中まで ある場所で、水は近くの川から逆 水が上がってきて、水は押し入れ 2日目にお隣の方が様子を見 差し入れを持ってきてください お礼をされる。実はおばあさんは たちに笑顔で「ありがとうござい 中に水をまき、まったく何もない ざった独特の臭いがしました。 途中でもう一度買い出しに行かれ ました、助かりました」と何度も 家になりました。それでもわたし たままで、津波の海水と汚水の混 た時には、家中に水と砂が溜まっ が家のなかに入らせていただい たく手が付けられず、わたしたち すべての瓦礫を運び出し、家の

> す」とおばあさんは笑顔でこたえ いうちに「長生させていただきま たのですから」と、言い終わらな 帰り際に「せっかく命拾いされ

てくださいました。

脅かし続けています。 自然災害はわたしたちの生活を 世界中で地震、台風・大洪水と

でしょうか。 こと、召命の大切な務めではな 災された方々を決して忘れな て今も困難のなかにおられる被 曜日(年間30主日)の共同祈願 できますように」(10月23日 づかせてください。消えることの に生まれた支え合う心を、深く根 ない連帯のきずなを築くことが 「大震災を機に世界の人々の わたしたちの祈り、支援、そし

実際にわたしたちが来たのは更 って、ボランティアの依頼をされ

にひと月後の5月、地震からすで

(直方、田川教会・寺浜神父)

止になりました。担当今年も3年連続で雨天

間も家は地震直後のままで、まっ に2カ月が過ぎていました。その

るのか、まったくわからなくなり 中止になりました。

期の実施については、来いということでなく、次懲りて来年からは行わな 会議で検討することに とは思いませんでしたの で大変でしたが、これに 者は、今年も中止になる ります。 年の予定を決める代表者 で楽しい行事になってほ いですね。 来年こそは好天のもと

Do you know that the current 'Alien Registration Act' of Japan is revised?

In 2009, the immigration law was revised and scheduled to be implemented in three years. New systems introduced by the revision are going into effect in July 2012.

By this revision your current "certificates of alien registration" are being abolished, and you will be issued with "residence cards." under the new system. This card will be given at the regional immigration office when you renew your residence status. If your residence period dates longer than July 2012, current certificate is valid until the next renewal date as a provisional residence card.

According to the revision, there is another important change: foreigner's residence cards. Every Japanese citizen has family registration and residence card. Now that foreigner 's residence card system is introduced, you need to submit the card whenever you apply for employment, admission to school, and make procedure for driver's license, as all Japanese citizens do.

Local governments get to prepare for the system in March next year. Their first job is the confirmation of your residence. They send out mails to your registered address on your certificate. If you have moved from the reported address, the mail returns to the office. That means you don't stay in Japan. Your registered and current address should be the same. If your address is different from the registered one, you need to report the change right away, or your residence status might be cancelled at the next renewal occasion. This is true for permanent residents.

Short term residents whose stay terminates within three years will be given the new residence card at the next renewal time. However, permanent residents whose renewal is decided every seven years should receive residence cards in three years from July 2012 at the immigration office. Current certificates of alien registration must be switched to residence cards within three years.

After July 2012, when you change your address, you have to notify the local government offices and submit reports of moving out and moving in within fourteen days. If you fail to submit a notification of moving within the designated period, there is penalty: a fine of not exceeding 200,000 yen or imprisonment of less than a year. If you fail to notify within 90 days, your status of residence will be revoked.

Two things you have to remind yourself now:

- 1. Make sure of your registered address is identical with your present address.
- 2. Let all your friends and relatives know about the revision of Immigration Act.

If you want to know more about the revision in detail, contact Mr. Iwamoto. He has pamphlets of

Revised Immigration Act Q & A, English version, prepared by NGO All Japan Network

Kyushu Solidority Network Migrant Workers Mitsuhiro Iwamoto Phone: 090-8838-8595

カトリック教会の皆様にもぜひ知っておいてほしいこと



入国管理法が改定されます

09年に現在の入国管理法改定法案が国会を通過しました。この法案は国会通過後3年かけて順次項目毎に施行をされていますが、来年7月に最後の施行が行われます。 最後に施行される法律が改定の主たる部分です。これによって日本に在留している外国

人の在留許可に大きく影響しそうなので改定の一部を紹介します。

【どう変わるのか】

今回の改訂では、「外国人登録法」が廃止になります。そして新たに「外国人住民票制度」が始まります。これに伴い、全ての外国人の動向を全て法務省が管理・把握できるようになります。今回の改訂で政府が狙っている主たる目的はこの点にあります。

外国人住民票が出来ることによって、2012年7月以降は日本人と同じように、外国人もさまざまな手続きに住民票の提出が求められるようになります。

来年7月から施行されますので、一月ころには全ての自治体に法務省から外国人のデータが送られることになっていると聞いています。

【何が問題となるのか】

このデータを基に地方自治体は外国人住民票の作成作業に入りますが、最初にするのが法務省のデータによる外国人の所在確認になると見られています。現在は外国人の全ての人が「外国人登録証」を持っていますので、これに記載されている住所に所在確認の郵便が行くことになります。この時、記載されている住所にいない人の郵便は役所に戻ってくることになりますので、その人は日本にいないということになります。

その状態で次のビザの切り替えに行くと、在留許可の取り消しになる恐れがあるのです。 2012年7月以降は、住所の変更に罰則が付いた規定が厳格に適用されます。

転居する時は、14日以内に転出、転入届を提出しないと、20万円以下の罰金もしくは 1年以下の懲役となっていますし、未届けが90日を越えると在留許可の取り消しという ことになっています。この規定は、永住許可を持っている人や留学生にも洩れなく適用 されますし、在日韓国・朝鮮・台湾人の特別在留許可者も同様です。

私たちは外国人たちに、現在持っている外国人登録証の住所と現住所が一致している のかを聞いています。そこで

【皆さんにお願いがあります。】

皆さんの教会に来ている外国人の人たちに、その人の住所は外国人登録証と一致しているかと聞いて下さい。もし住所が違っているのなら、早く住所変更の届出をするように言って下さい。さらに、その人の友人たちに、このことを伝えるように話をして下さい。住所を一致させることがトラブルにならないための第一歩です。ぜひお願いします。

今号3ページの英語面には、外国人の人たちに早く手続きをするようにということを 書いています。その文も見せて下さい。

詳しい内容について聞きたいことがありましたら岩本まで問い合わせをお願いします。 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州 岩本光弘(水巻教会所属)

チョット拝見コーナ

《2011年度 第 2 回代表者会議》(10月30日)

*報告事項

平和の集い、教区研修会、部会報告、外国人の問 題について文書で報告がありました。

*司祭団との懇談会

1月8日(日) 午後から開催することになりまし た。テーマについては代表者会議でいくつかの案を 検討しましたので、司祭団へ提案して決めることに なりました。

懇談会終了後は昨年と同様に小倉教会で懇親会を 行います。各教会からの多数の参加をお待ちします。

*代表者会議の構成について

代表者会議の参加者について、小教区の代表者、 部会の代表者、使徒職団体の代表者も含めてどのよ うな構成にするのか、来年にかけて検討を始めてい くことにすることが決まりました。

また、代表者会議の必要性については、信徒協に 参加しないという教会もありますので、どうして必 要なのかも含めて議論をしていくことになります。

カテドラルを埋めた参加者



| 日 付 | 教会 | 名 | 時 | 間 |
|-----------|----|---|--------|-------|
| 12月2日(金) | 若 | 松 | 9 | 19:30 |
| 12月6日(火) | 行 | 橋 | 11:00, | 19:30 |
| 12月7日(水) | 豊 | 津 | | 19:30 |
| 12月9日(金) | 門 | 司 | 10:30, | 19:30 |
| 12月9日(金) | 直 | 方 | 14:00, | 19:30 |
| 12月10日(土) | ⊞ | Ш | 10:30 | |

祭6 教会で行われました。 福音宣教(ナイス)理解と実践 80 熊本地区25人、佐賀地区40 明日の教会に向かって一 北九州地区70人、 人…実行委員会の予想 修道者36 福岡地 テー 司

協研修会が9月23日

年連

続となった教

公信

大名町 徒 はるかに超え280 会理念と宣教理念の転換」と けて当時の司教たちの出した 全国推進会議(ナイス1)を受 メッセージについて説明をし 加しました。 森司教は、第1回福音宣教 信仰を掟や教義を中心 「ナイス1に見る教

鳴

した」

「心に響いた」との

方は地区役員まで)

初めて知った人たちから、

されました。ナイスの精 る福音宣教について討議が

な

きよう" 人近くが しました。 書をもとに、 で分かち合い、 たことなどを分かりやすく話 ものとのことです。 た女性達が最も福音を理 その後21グループ 自分達にでき

とがナイスの目指そうとした きること』を中心としたとら え方に転換」しようとしたこ こと、しかも喜びを持って生 イエスと関 そして聖 わ

神を 共 だきたいとの意向で も これは課題として今 惑う声もありました 守り教会の仕事を手 ました。 後も議論されていく 伝ってきたが」と戸 皆様に読んでいた 研修会記録集を作 のでしょう。 想が多く寄せら する予定 徒協では、 (記録集希望 また 11月中

解

| | | 0 | |
|-----------|-----|------------------|-------|
| 日 付 | 教会名 | 3 時 | 間 |
| 12月13日(火) | 戸以 | ⊞ 10:30, | 19:30 |
| 12月14日(水) | 新田原 | 原 10:00, | 19:00 |
| 12月15日(木) | 小 | 自11:00, | 19:00 |
| 12月16日(金) | 水き | * 10:30 , | 19:30 |
| 12月18日(日) | 飯均 | 冢 ミサ後 | |
| 12月21日(水) | 湯」 | 10:30, | 19:30 |



弘司教

|信徒協研修会で

共に喜びを持っ 7 1)

としたとらえ方から『生きる

正華と平和講演録vol 5

信教の自由

国是と

出来ました

4人のキリスト者が語る

5/21(±)シンポジウム講演録

吉田牧師

と思いますの

でよろしくお願



森上牧師

ブックレ

ットを参考に教会内

カトリック20条の会では、こ

外で学びの時をもってほしいと

呼びかけています。

小教区に出

いて冊子の紹介などをしたい



溝部司教



谷 司教



フックレット完成

分離」 出来ました(昨年の仙 の講演も含む)。タイトルは 是と信教の自由」です。 ンポジウム「信教の自由と政 5月に小倉教会で開かれ の講演記録集がこの 白教 ほど 区 玉 君

加者は50名でした。

目的地は長崎県大村

10

日に行われました。

激しい

くさんあります。

が代、 の立場としてどのように考え、 寄付などについて、 活と密接にかかわりのある神社 動するのかが問われています。 国旗掲揚などの問題 キリスト者 や生



を訪問 植松教会 帰って

を捧げ、 きました。

留

できました。 ~和 今年の集いで話をしてい の集い の 講演録

が

または

教会は信徒協役員まで連絡 することができます。 て下さい ブを起こした記録ができまし 小教区の広報などに利用 林神父の講演のテ 必要な た

三面

と四四

面

に特集記事を掲

日本カトリック正義と平和協議会

TEL 093-622-1289

問い合わせ

・カトリック中央協議会

・瀬下(黒崎教会)まで。

ニュースあれ 湯川教会の巡礼 の分かち合い キリスト者 同

志で平和

場での苦しさを共有してく

た分かち合いにとても喜ん

月 17

29 ま

日

11

ました。

九条の会では、

今 市

民の皆さんとも対話を進 後キリスト者だけに限らず

め

いとのことです

村純忠の領地だった町なの ?教者が出ていて殉教地もた 毎年恒例の巡礼旅行 大村はキリシタン大名の 弾圧のためたくさん 今回はいく 市 今年 で、 が 10 殉 0 で 大 参 0 月 どの な 4~5人のグループで分かち ク信徒とプロテスタント教会 兼ねて開きました。 キリスト者九条の会が総会を ょう」との企画 合う形式は初めてでしたが、 員や牧師たちが交じり合い、 楽しく平和を語 加者のひとりは、 ほどのにぎわいでした。 グループも会話がとぎれ で、 0 カトリッ 10 合

協の行事には体調が許 担当され 小倉教会の英語ミサを何度 戸畑教会におられたときは、 極的に取り組まれる方でした。 く見えるのに、 せんか」と声をかけていただ 広報紙の配達に行くと、 堤神父様が帰天されました。 きました。表面的におとなし 人柄の穏やかな神父様でした。 コーヒーでも飲んでい 改定入国管理法について つも来られていまし 飯塚教会を担当されてい ていましたし、 なんにでも積 す 必ず きま 限 信 た 8

学校現

ちに配ってもらって結構です。 面コピーして外国人の人た しました。 この部分だけを

両 載

論が 危険性があります。 されることを知らない人の在来年7月以降に法律が改定 あまり出席しない小教 係でも10%程度です。 ある外国人は、 信徒協の代表者会議 許 教会やNGOにつな 活発に行われています。 可取り消しが大量 カトリ 公区の代 では 元に出 ツ が 0 関が

や考え方の むにつれ、 どの代表者は会議 表者もおられます ぜひ毎 回 共 お 有 互 出 4 が、 の情報交換 の回数が進 していただ ほとん ま